

○ 政策目標 6 - 1 : 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

世界各国の経済の相互連関が深まり、国際的な資金移動が活発化する中で、我が国と外国との間の資金移動が円滑に行われる環境を整えるとともに、近年は、国際金融システムを安定させることが重要となっています。

このような認識の下、財務省では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年12月1日法律第228号。以下「外為法」といいます。）に基づいて外国為替制度の運営に当たるとともに、国際金融システムの安定に向けた制度強化に取り組んでいます。特に、我が国と密接な経済的結びつきを有するアジア地域の経済の安定は重要であり、域内における地域金融協力を更に強化していきます。また、テロ資金供与や大量破壊兵器の拡散への資金支援といった国際金融システムの濫用の防止にも取り組んでいます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政6-1-1 : 外国為替市場の安定

政6-1-2 : 国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画

政6-1-3 : アジアにおける地域金融協力の推進

政6-1-4 : テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応

関連する内閣の基本方針

○ 「第193回国会 総理大臣施政方針演説」（平成29年1月20日）

○ 「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）

施策 政6-1-1 : 外国為替市場の安定

取組内容

為替レートは、経済ファンダメンタルズ（経済の基礎的状況）を反映しつつ、安定的に推移することが重要であると考えます。通貨当局として、G20（用語集参照）財務大臣・中央銀行総裁会議声明やG7（用語集参照）財務大臣・中央銀行総裁会議声明で確認されている考え方を踏まえつつ、引き続き、各国の通貨当局との意見交換や国際協調等を行うなど、外国為替相場の安定に向けて取り組みます。

A 外国為替市場の安定化に向けた取組

平成29年初から、金融・為替市場においては、世界経済の緩やかな回復が続く中、米国、欧州、中国の政治・経済の動向や、北朝鮮をはじめとする地政学リスクなどを意識したような動きが見られたところです。

こうした中、G7バーリ財務大臣・中央銀行総裁会議（平成29年5月12-13日）の共同声明においては、「財政・金融政策が、国内目的を達成することに向けられてきており、今後もそうしていくこと」「為替レートの過度の変動や無秩序な動きは、経済及び金融の安定に対して悪影響を与え得る」との認識などを改めて共有し、G7タオルミーナサミット（平成29年5月26-27日）において、首脳間でも認識を再確認いたしました。

また、G20バーデン＝バーデン財務大臣・中央銀行総裁会議（平成29年3月17-18日）やG20ハンブルグサミット（平成29年7月7-8日）においても同様に、これまでの首脳宣

言や共同声明において確認されてきたことを改めて確認し、共有しました。

国内においては、政策当局のより緊密な連携を目的とする、財務省・金融庁・日本銀行からなる国際金融資本市場に係る情報交換会合を引き続き開催し、有事の際には、市場の急激な動きを受けて直ちに会合を開催するなど、政府として迅速な対応を行っています。

財務省としては、引き続き関係機関と緊密に連携しつつ、G20、G7等における国際的な議論に積極的に参画し、各国の通貨当局との意見交換や国際協調等を行っていきます。

また、外国為替平衡操作実施状況については、引き続き適切な作成・公表を行っていきます。

B 外貨準備の運用

為替介入等を通じて保有することとなった外貨準備は、政府短期証券（FB）（用語集参照）により調達した円資金に見合う外貨資産を保有しているものであり、安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行うことで、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えます。

C 国際金融市場のモニタリング

国際金融市場のモニタリングは、外為法に基づき定期的に提出される報告書から作成する統計をベースとし、関係者からのヒアリングや、専門家との意見交換、必要に応じ補足的な報告を求めることにより、経常収支・金融収支の動向や取引実態の把握に努めています。

報告を取りまとめ、作成・公表する「国際収支統計」、「対外及び対内証券売買契約等の状況」等は、対外的な資金の流れに関して、市場に対する正確かつ適時な情報の提供、及び経常収支・金融収支の動向の把握といった観点から重要です。加えて、国際収支統計は、内閣府において作成・公表される「国民経済計算」の基礎統計ともなっており、適切な作成・公表を行っていきます。

定量的な測定指標

[主要] 政6-1-1-A-1:外国為替市場の安定に向けた取組、外貨準備の運用状況、国際金融市場動向にかかわる正確かつ適時な情報の提供	作成頻度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度目標値
	外国為替平衡操作実施状況（月ベース）	月1回	12/12	12/12	12/12	N.A.
外国為替平衡操作実施状況（日ベース）	年4回	4/4	4/4	4/4	N.A.	4/4
外貨準備等の状況	月1回	12/12	12/12	12/12	N.A.	12/12
外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等	年1回	1/1	1/1	1/1	N.A.	1/1
国際収支状況	月1回	12/12	12/12	12/12	N.A.	12/12
本邦対外資産負債残高	年1回	1/1	1/1	1/1	N.A.	1/1
オフショア勘定残高	月1回	12/12	12/12	12/12	N.A.	12/12
対外及び対内証券売買契約等の状況	月1回	12/12	12/12	12/12	N.A.	12/12
達成割合		100%	100%	100%	N.A.	

(出所) 国際局為替市場課

(注) 平成29年度実績値は、30年6月末までにデータが確定するため、平成29年度実績評価書に掲載予定。

国際収支状況

< https://www.mof.go.jp/international_policy/reference/balance_of_payments/data.htm >

本邦対外資産負債残高

< https://www.mof.go.jp/international_policy/reference/iip/data.htm >

外貨準備等の状況

< https://www.mof.go.jp/international_policy/reference/official_reserve_assets/data.htm >

外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等

< https://www.mof.go.jp/international_policy/reference/gaitametokkai/index.htm >

外国為替平衡操作実施状況

< https://www.mof.go.jp/international_policy/reference/feio/data.htm >

オフショア勘定残高

< https://www.mof.go.jp/international_policy/reference/offshore/data.htm >

対外及び対内証券売買契約等の状況（週次でも公表）

< https://www.mof.go.jp/international_policy/reference/itn_transactions_in_securities/data.htm >

(目標値の設定の根拠)

外国為替市場の安定に資するため、外国為替平衡操作実施状況・外貨準備等の状況や国際収支状況等について、引き続き正確にかつ適時公表することとし、上記目標値を設定しました。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標 1 「為替相場の動向」
- 参考指標 2 「国際収支動向」
- 参考指標 3 「対外資産負債残高」
- 参考指標 4 「外貨準備動向」
- 参考指標 5 「外国為替平衡操作の実施状況」

施策

政6-1-2：国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画

取組内容

A 国際金融システムの安定

強固・持続可能で、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すために、G20、G7等の枠組みを通じ、各国と一層協働して国際金融システムの安定に向けた取組を進めていきます。G20サミットは、平成20年秋の金融危機発生による混乱が实体经济にまで波及し、世界経済の先行きに対する懸念が急速に高まる中で、新興国を含めた枠組みによって対応を議論する必要性が認識されて発足したものであり、国際経済協力に関する第一のフォーラムとされています。本年12月からのG20議長国として、それまでの議長国（アルゼンチン）等と協力し、引き続き、国際金融システムの安定化に向けて、これらの枠組みに積極的に参画していきます。

B 国際通貨基金（IMF）の議論への参画

平成20年秋の金融危機発生以降、国際通貨基金（IMF：用語集参照）は、加盟国が危機から脱却する上で極めて重要な役割を果たしてきました。

また、IMFは、危機予防目的の資金支援等や、加盟国へのサーベイランス（政策監視）の一層の強化、G20、G7への技術的なインプット等、様々な役割を期待されています。

我が国は、平成28年に延長に合意した600億ドルのIMFへの資金貢献取極の平成31年までの継続など、IMFの資金基盤強化にも積極的に貢献しています。

クオータ（出資割当額）の見直し等の包括的なIMF改革についても、平成22年12月に採

	<p>択された、クオータの倍増と新興国等のシェア（投票権）の上昇等を内容とする2010年改革が、平成28年1月に発効し、現在第15次一般クオータ見直しの議論が進められています。我が国は、IMFを通じて国際金融システムの安定を実現すべく、こうしたIMFの議論に積極的に参画し、IMFの更なる機能強化に取り組んでいきます。加えて、IMFが真にグローバルな機関として、その役割を果たすためには、スタッフの多様性確保が重要であり、我が国においても、日本人スタッフの増加のために努力を続けていきます。</p> <p>以上のような、G20、G7、IMF等における議論へ積極的に参画することを通じて、国際金融システムの安定化を目指していくことは極めて重要であり、当該施策を重要施策として取り組んでいきます。</p>
--	--

定性的な測定指標

〔主要〕 政6-1-2-B-1: 国際金融システムの安定に向けた国際的な協力への参画

(平成30年度目標)

G20、G7等の国際的な枠組みにおいて積極的に貢献するとともに、IMFをはじめとする国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。

(目標の設定の根拠)

国際金融システムの安定を実現し、強固・持続可能で、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標1 「国際通貨基金（IMF）への主要国出資」
- 参考指標2 「国際通貨基金（IMF）の活動状況（日本人幹部職員数等を含む）」

施策 政6-1-3: アジアにおける地域金融協力の推進

取組内容

アジア地域は、底堅い内需により堅調な成長を続けているものの、グローバル経済・金融環境の変化により、地域経済及び金融市場が影響を受けるリスクが存在します。こうしたリスクが顕在化した場合でも、地域金融市場の安定を図るには平素からの金融協力が重要であり、平成29年5月に開催されたASEAN+3（日中韓）（用語集参照）財務大臣・中央銀行総裁会議では、最近の世界・地域経済の情勢及び政策運営、今後の地域金融協力の更なる強化について議論されました。

A チェンマイ・イニシアティブ等の地域金融協力及び二国間の金融協力

アジアにおける多国間の地域金融協力の枠組みであるASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議において、我が国はこれまで、アジア通貨危機を踏まえ、危機時に外貨資金（ドル）を相互に融通するためのセーフティネットであるチェンマイ・イニシアティブ（用語集参照）の設立や機能強化を主導するなど、その議論の進展に積極的に貢献してきました。

我が国は、平成30年5月に予定されているASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議の機会も活用しつつ、アジアの金融安定に向けてチェンマイ・イニシアティブの更なる強化のための議論を主導していきます。また、ASEAN+3域内の経済情勢の監視を行うとともに、「ASEAN+3マクロ経済リサーチ・オフィス（AMRO）」（用語集参照）のサーベイランス能力及び組織能力を強化する取組を引き続き支援していきます。

	<p>さらに、こうした多国間（マルチ）の地域協力の枠組みに加え、二国間（バイ）の取組も重要です。特に、中国、韓国、インド等のアジアの国々との関係は、我が国の持続的成長のために重要です。これらの国との緊密な意見交換を引き続き推進していきます。</p> <p>ASEAN各国との関係においては、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピンの4カ国との間で二国間通貨スワップ取極（用語集参照）を締結しています（平成30年1月時点）。そのうちフィリピンとの間では米ドルに加えて日本円とも交換可能となるよう平成29年10月に改正を行いました。その他の国との間でも日本円とも交換可能な二国間通貨スワップ取極の締結を目指す等、引き続き金融安定のための二国間金融協力を推進していきます。</p> <p>B アジア債券市場育成イニシアティブ</p> <p>アジア債券市場育成イニシアティブ（用語集参照）は、資金調達における通貨及び期間のミスマッチを緩和し、効率的で流動性の高い現地通貨建て債券市場を育成することを目的に、平成15年8月開催のASEAN+3財務大臣会議にて合意・開始されたものです。本イニシアティブによって、これまで域内現地通貨建て債券の発行体や債券の種類が多様化する等、既に多くの成果が実現しており、平成14年末と比べ、ASEAN+3の現地通貨建て債券市場の規模は約9倍に拡大しています。</p> <p>我が国は、引き続き、アジアにおける貯蓄をアジアに対する投資に活用し、アジアの金融市場の安定に資するべく、本イニシアティブに積極的に参加・貢献していきます。</p> <p>今後も、金融市場の安定のため、マルチ及びバイの場を通じ、アジアにおける金融市場の環境整備支援を含む地域金融協力を推進していきます。</p>
定性的な測定指標	
[主要] 政6-1-3-B-1: アジアにおける地域金融協力への取組	
(平成30年度目標)	
ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議の議論を主導し、チェンマイ・イニシアティブやアジア債券市場育成イニシアティブ等の地域金融協力や、二国間の金融協力を積極的に推進していきます。	
(目標の設定の根拠)	
アジア地域での金融協力を強化することは、地域金融市場の安定を図る上で重要なためです。	
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	<p>○参考指標1「チェンマイ・イニシアティブのマルチ化における各国の貢献額と買入可能総額」</p> <p>○参考指標2「ASEAN+3の現地通貨建て債券市場の規模」</p>
施策	政6-1-4: テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応
取組内容	<p>国際社会の平和と安全を脅かすテロリストの活動、及び現在の核不拡散体制に対する大きな脅威である北朝鮮の核開発等の問題は国際社会全体の課題です。これらに対処するため、これらに関連した資金が国際金融システムを濫用する形で移転していくことを防止することも必要となっています。</p> <p>このような観点から、財務省としては、国連安保理決議等を踏まえ、外為法に基づき、様々</p>

な制裁措置を講じてきました。具体的には、テロ資金や北朝鮮の核・弾道ミサイル・大量破壊兵器関連の計画等に関し、制裁対象者に対する資産凍結等措置や資金移転防止措置を講じています。今後とも、関係各国や関係省庁、金融機関等との連携を密にし、当該措置の着実な実施を図ります。

また、国際社会と協調して、資金洗浄・テロ資金対策に関する F A T F（金融活動作業部会）（用語集参照）勧告の実施等を進めていきます。平成31年に予定される第四次対日相互審査に向けた対応等について、引き続き関係省庁等と協力して必要な対応を進めていきます。

更に、金融機関等における外為法等の遵守体制の整備・強化を図るとともに、制裁措置の実効性の確保及び F A T F 勧告の着実な実施等を図るため、資金移転の仲介等を行う金融機関等に対して、外国為替検査マニュアルに基づき、検査の効率性及び有効性を高めることに留意しつつ、内部監査のヒアリングを含む外国為替検査を実施していきます。

定性的な測定指標

【主要】政6-1-4-B-1：国連安保理決議及び国際協調等に基づく制裁措置の実施等

（平成30年度目標）

国連安保理決議等を踏まえ、外為法に基づく資産凍結の措置等の着実な実施を図ります。

また、国際社会と協調し、資金洗浄・テロ資金対策に関する F A T F 勧告の実施等を関係省庁等と協力して推進していきます。

更に、金融機関等における外為法等の遵守体制の整備・強化を図るとともに、制裁措置の実効性の確保及び F A T F 勧告の着実な実施等を図るため、内部監査のヒアリングを含む外国為替検査を実施していきます。

（目標の設定の根拠）

国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく資産凍結の措置等及び F A T F 勧告の着実な実施が、国際金融システムの安定に資するためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

○参考指標 1 「テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数【再掲（総5-1：参考指標 4）】」

○参考指標 2 「外国為替検査の実施状況」

政策目標に係る予算額	平成27年度	28年度	29年度	30年度当初	平成30年度行政事業レビュー番号
(項) 事務取扱費	745,103 千円	1,200,387 千円	1,673,914 千円	1,937,524 千円	
(事項) 外国為替市場及び国際金融システムの安定に必要な経費	745,103 千円	1,200,387 千円	1,673,914 千円	1,937,524 千円	
(項) 諸支出金	67,374,879 千円	64,980,257 千円	121,320,152 千円	176,114,433 千円	
(事項) 手数料等に必要経費	67,374,879 千円	64,980,257 千円	121,320,152 千円	176,114,433 千円	
(項) 融通証券事務取扱費一般会計へ繰入	1,167 千円	949 千円	731 千円	731 千円	

	(事項) 融通証券事務取扱費の財源の一般会計へ繰入れに必要な経費	1,167 千円	949 千円	731 千円	731 千円	
	(項) 国債整理基金特別会計へ繰入	1,240,364,199 千円	823,963,221 千円	490,969,382 千円	492,384,010 千円	
	(事項) 国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費	1,240,364,199 千円	823,963,221 千円	490,969,382 千円	492,384,010 千円	
	合計	1,308,485,348 千円	890,144,814 千円	613,964,179 千円	670,436,698 千円	

(注) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標 6 - 1 に係る予算額を記載しています。

担当部局名	国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課）	政策評価実施予定時期	平成31年6月
--------------	--------------------------------	-------------------	---------

○ 政策目標 6-2 : 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

**政策目標の内容及び
目標設定の考え方**

世界経済の中で大きな地位を占める我が国として、自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、開発途上国における貧困の問題や地球環境問題等の課題への対応を含む国際的な協力を積極的に取り組むことが求められています。こうした状況に鑑み、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。国際協力機構（JICA）の有償資金協力や国際協力銀行（JBIC）による支援については、現地の社会・経済への貢献等の要素を備える「質の高いインフラ投資」の実現も含め、開発途上国の経済発展を支援していく観点から、重点的に取り組んでいきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政6-2-1 : ODA等の効率的・戦略的な活用

政6-2-2 : 有償資金協力（国際協力機構（JICA）を通じた支援並びに国際協力銀行（JBIC）及び国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援等

政6-2-3 : 債務問題への取組

政6-2-4 : 開発途上国に対する知的支援

関連する内閣の基本方針

- 「開発協力大綱」（平成 27 年 2 月 10 日閣議決定）
- 「質の高いインフラパートナーシップ」（平成 27 年 5 月 21 日公表）
- 「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」（平成 27 年 11 月 21 日公表）
- 「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」（平成 28 年 5 月 23 日公表）
- 「未来への投資を実現する経済対策」（平成 28 年 8 月 2 日閣議決定）
- 「未来投資戦略 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年 6 月 9 日閣議決定）

施策 政6-2-1 : ODA等の効率的・戦略的な活用

取組内容

我が国は、持続可能な開発のための2030アジェンダ（用語集参照）やODA等に関する様々な国際公約の達成に向けた取組を積極的に推進する一方、我が国の厳しい財政状況や国民の視点を踏まえると、ODAについてはこれまで以上に戦略的な実施や開発効果の向上等に努めていくことが課題となっており、平成27年2月10日に閣議決定された開発協力大綱でも示された通り、ODA等について一層の重点化・効率化を図ることが求められています。

財務省は、関係省庁間で密接な連携を図りながら、有償資金協力（円借款：用語集参照）・技術協力・無償資金協力の一体的活用、国際開発金融機関（Multilateral Development Banks: MDBs（用語集参照））及び諸外国との援助協調の推進、国別援助方針の策定、ODA評価の充実、NGOや民間企業等との連携、国際協力銀行（JBIC）の機能強化等に取り組んでいるところであり、引き続きODA等の効率的・戦略的な活用に取り組んでいきます。

定性的な測定指標	
	<p>[主要] 政6-2-1-B-1: ODAの効率的・戦略的な活用</p> <p>(平成30年度目標)</p> <p>円借款等を実施するにあたって、適切な事業規模の確保、他機関との連携及び必要に応じた制度改善等を通じて、その効率的・戦略的な活用を図っていきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>我が国の経済・財政状況が厳しい中、幅広い国民の理解を得てODAを実施していくためには、効率的かつ戦略的に援助を実施していく必要があるためです。</p>
	<p>政6-2-1-B-2: その他の政府資金 (OOF : Other Official Flows) の効率的・戦略的な活用</p> <p>(平成30年度目標)</p> <p>J B I Cの機能強化及び他機関との連携を通じて、途上国の安定的な経済社会の発展や、地球規模課題の解決に貢献していきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>「開発協力大綱」にも示されている通り、開発協力は、ODAのみならず、OOFとの連携を強化し、開発のための相乗効果を高めることが求められているためです。</p>
今回廃止した測定指標とその理由	
	該当なし
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ○参考指標 1 「開発途上国に対するODA、OOF及びPFの実施状況」 ○参考指標 2 「円借款実施状況」 ○参考指標 3 「円借款の標準処理期間の達成状況」 ○参考指標 4 「J I C Aの詳細型事後評価完了案件の分布」 ○参考指標 5 「国際協力銀行 (J B I C) の出融資保証業務実施状況」
施策	<p>政6-2-2 : 有償資金協力 (国際協力機構 (J I C A)) を通じた支援並びに国際協力銀行 (J B I C) 及び国際開発金融機関 (M D B s) を通じた支援等</p>
取組内容	<p>財務省は、有償資金協力 (国際協力機構 (J I C A)) を通じた支援や国際協力銀行 (J B I C) 業務、国際開発金融機関 (M D B s) に関する業務を所管する立場から、以下の通り取り組んでいきます。</p> <p>A 有償資金協力 (国際協力機構 (J I C A)) を通じた支援</p> <p>開発途上国に対して、長期・低利の緩やかな条件で開発資金を融資する円借款は、途上国にとって必要不可欠な経済インフラの整備や社会開発を推進するために重要な役割を果たしています。その効果を一層高め機動的な円借款の実施を可能とするために、平成27年11月21日には、「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」として、円借款や海外投融資 (用語集参照) の更なる迅速化、新たな借款制度の創設など、円借款や海外投融資の制度改善策を発表し、現在これらの制度を運用しています。</p> <p>円借款は、返済が求められる有償の資金であることから、債務償還確実性の確保に慎重を期す必要があります。財務省としては、IMFをはじめとする国際金融機関の知見も活用しつつ、途上国の財政や国際収支の状況を分析する等、債務の持続可能性に目を配るとともに、世界銀行をはじめとする国際開発金融機関との連携が図られるように意を用いる等、援助効果の向上に努めています。こうした観点から、相手国政府との協議や、それを受けて策定さ</p>

れる国別援助方針、更には、個々の円借款の案件の形成に参画していきます。

引き続き、アジア地域をはじめ、世界各地域に対し、その必要性和特性に応じ、世界銀行、アジア開発銀行（Asian Development Bank: ADB）やアフリカ開発銀行などの地域開発金融機関との連携を深めながら、開発効果の高い円借款の供与を図っていくほか、更に技術協力・無償資金協力との有機的連携を進めていきます。

B 国際協力銀行（JBIC）を通じた支援

国際協力銀行（JBIC）については、引き続き、民業補完の原則の下、国策上重要な海外資源確保、我が国産業の国際競争力の維持・向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進、国際金融秩序の混乱への対処に努めていきます。

また、JBICは、海外発行体が発行するサムライ債（用語集参照）を保証または一部を取得することにより、同発行体の信用力や債券発行力を補完し、東京市場での知名度を高め、将来的に独力でサムライ債が発行できるよう支援しています。これにより、サムライ債の東京市場への呼び込み・定着、日本の投資家の投資機会拡大に寄与し、ひいては東京市場の活性化につながられるよう取り組んでいきます。

平成28年には株式会社国際協力銀行法を改正し、「特別業務」の新設による更なるリスク・テイクや現地通貨の長期借入等を可能としました。こうした機能も活用しつつ、民間の資金・ノウハウを活用した海外インフラ事業等について、日本企業の海外展開をより一層後押ししていきます。

C 国際開発金融機関（MDBs）等を通じた支援

世界銀行、アジア開発銀行等のMDBsは開発援助における豊富な経験を有し、高度な専門知識を持った人材を数多く有するとともに、その広範な情報網を活用して現地の支援ニーズを的確に把握することにより、効果的な援助を行うことができる等の長所があります。MDBsは、貧困削減や包摂的成長の実現に向け、国際開発コミュニティの中で中核的な役割を担うことに加え、気候変動等のグローバルな課題への対応についても重要な役割を果たしています。

我が国は、開発分野で重視するテーマについて、MDBsを重要なパートナーとして協働して取り組んでいきます。例えば、平成28年12月に合意された、世界銀行グループで低所得国向け支援を行う国際開発協会（IDA）の第18次増資ではパンデミックや自然災害への予防・備え・対応の強化が重点支援政策に位置づけられたほか、平成29年5月に横浜で開催されたADB総会では、ADBとの間で、質の高いインフラ整備や保健分野での連携強化を表明するなど、MDBsとの協力を積極的に推進しています。

併せて、MDBsの主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念や経験・専門的知見をMDBsの政策や業務に反映させ、また、我が国の開発援助にMDBsの経験・専門的知見を活用することで、我が国支援の効果・効率を増大させていきます。更に、政策協議等の場を活用してMDBs等との意見交換・議論を活発に行うとともに、MDBs等を通じた開発援助の役割を広く一般に紹介していきます。

D 国際機関と連携したUHC実現のための支援

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）（用語集参照）は平成27年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）のターゲットの一つとして挙げられています。我が国は、平成28年5月のG7伊勢志摩サミットや同年8月の第6回アフリカ開発会議（TICAD VI）において国際保健を重要な柱と位置づけ、UHC推進に係るビジョ

ンを示すなど、国際場裡における議論を先導しています。財務省としても、国際開発金融機関の主要ドナーとして世界銀行等と共同して途上国におけるUHC推進のイニシアティブを積極的に進めており、平成29年12月には世界銀行、世界保健機関（WHO）などの国際機関や、厚生労働省、外務省などと共催で「UHCフォーラム2017」を東京にて開催し、UHC達成の取組を加速させるためのコミットメントとして、UHC達成に向けたグローバルなモメンタムの強化や各国・各機関の連携体制強化等を提唱した「UHC東京宣言」を発表しました。UHC実現に向けた持続可能な保健財政枠組構築のためには財務当局の関与が重要であるとの認識の下、引き続き、関係省庁や国際機関と連携しつつ、UHC実現に向け議論に積極的に参画していきます。

E 地球環境保全に向けた開発途上国の取組支援

平成27年12月に行われた国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、「京都議定書」に代わる、2020年（平成32年）以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みである「パリ協定」（Paris Agreement）が採択されました。同協定は平成28年11月に発効したところであり、今後この協定の目的達成に向けた途上国の取組を積極的に支援していきます。

我が国は、世界銀行が管理する信託基金である地球環境ファシリティ（Global Environment Facility：GEF）（用語集参照）及び気候投資基金（Climate Investment Funds：CIF）（用語集参照）、さらには平成22年の国連気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）で設立が決定した緑の気候基金（Green Climate Fund：GCF）（用語集参照）の主要な拠出国となっております。関係省庁と協力し、各基金の評議会等への参加を通じてその活動を支援するとともに、これらの地球環境保全に向けた取組に積極的に参画していきます。

定性的な測定指標

〔主要〕 政6-2-2-B-1:国際開発金融機関（MDBs）等を通じた支援への参画

（平成30年度目標）

世界銀行グループ、アジア開発銀行等の国際開発金融機関（MDBs）等の主要ドナーとして、業務運営に積極的に参画していきます。

（目標の設定の根拠）

MDBs等の業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念や経験・専門的知見をMDBs等の政策や業務に反映させることで、我が国支援の効果・効率を増大させていくことが重要であるためです。

政6-2-2-B-2：UHC実現に向けた議論への参画〔新〕

（平成30年度目標）

我が国が国際的取組を先導しているUHCの実現に向けた議論に積極的に参画していきます。

（目標の設定の根拠）

開発途上国を含むあらゆる国・地域における持続的な経済発展のためには、UHCの実現が必要であり、その観点から、議論への積極的な参加とUHC実現に向けた取組の推進が重要であるためです。

政6-2-2-B-3:地球環境保全に向けた議論への参画

（平成30年度目標）

我が国が主要な拠出国となっている地球環境ファシリティ（Global Environment Facility：GEF）、気候投資基金（Climate Investment Funds：CIF）及び緑の気候基金（Green Climate Fund：

	G C F) の運営に積極的に参画していきます。
	(目標の設定の根拠) 我が国は、気候変動等の地球環境問題が開発途上国に与える問題の重要性を認識し、引き続き必要な援助を提供することにより、開発途上国における地球環境の保全を支援する観点から、議論に積極的に参画する必要があるためです。
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ○参考指標 1 「国際開発金融機関 (M D B s) に対する主要国の出資」 ○参考指標 2 「国際開発金融機関 (M D B s) 等に対する拠出金」 ○参考指標 3 「国際開発金融機関 (M D B s) の活動状況 (日本人幹部職員数等を含む)」 ○参考指標 4 「円借款実施状況」【再掲 (政6-2-1: 参考指標 2)】 ○参考指標 5 「国際協力銀行 (J B I C) の出融資保証業務実施状況」【再掲 (政6-2-1: 参考指標 5)】 ○参考指標 6 「国際協力銀行 (J B I C) によるサムライ債発行支援の実績」
施策	政6-2-3: 債務問題への取組
取組内容	<p>我が国は、債務問題に直面した開発途上国政府に対し、パリクラブ (主要債権国会合) 合意に基づき、公的債権の繰り延べや削減を行っています。近年においては、開発途上国に対する資金援助の構造も変化してきており、中国等をはじめとしたパリクラブ以外の新興援助国や、開発途上国自身による債券発行も含めた民間からの資金が増加する傾向にあります。その一方で、IMF や世界銀行においては、我が国を含めた全ての債権者やドナーが、債務持続性分析の枠組みに沿った行動をとるよう促しています。</p> <p>財務省としても、債務持続性を脆弱なものとする非譲許的借入 (用語集参照) の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に対し、IMF、世界銀行やパリクラブ等の国際的枠組において、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、積極的に議論に参加していきます。</p>
定性的な測定指標	
	[主要] 政 6-2-3-B-1: 債務に関する諸問題についての議論への参画
	(平成 30 年度目標) 債務の持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に関し、IMF、世界銀行やパリクラブ等の国際的枠組みにおいて、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、積極的に議論に参画していきます。
	(目標の設定の根拠) 新興援助国や民間からの資金流入の増大等、開発途上国への資金流入状況が変化している中で、開発途上国が債務返済困難に陥らないために積極的に議論に参画していくことが重要であるためです。
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	該当なし

施策	政 6-2-4 : 開発途上国に対する知的支援					
取組内容	<p>開発途上国が持続的な経済発展を進めるためには、財政金融分野等における適切な制度の構築が必要です。また、開発途上国と我が国が貿易投資等の経済関係や、密輸阻止及びテロ防止等のための協力関係を深める前提として、相手国当局の能力強化が重要です。</p> <p>この観点から、これまでの取組を踏まえつつ、政策担当者等を日本に受け入れての経済財政政策等についての調査研究・セミナー等の実施、開発途上国が抱える政策課題等について現地に専門家等を派遣しての調査研究・セミナー等による技術支援の実施、また、海外の研究機関とのワークショップ等による研究交流を通じ、我が国の経験に裏打ちされた知識やノウハウを提供することで、開発途上国における政策の立案及び実施能力の向上等を目的とした人材育成支援を中心とする国際協力を積極的に取り組んでいきます。</p> <p>また、開発途上国の税関当局に対しても、WCO（世界税関機構）（用語集参照）をはじめとする国際機関等とも連携しながら、税関分野の制度構築・整備、執行改善・能力強化を支援し、我が国との貿易投資等の経済関係及び水際取締りに関する協力関係の強化に取り組んでいきます。</p> <p>同時に、これまで行った支援の不断の点検と改善を行うことにより、今後実施する支援が質の高いものとなるよう努めます。</p> <p>政策実施の効果を客観的・定量的に測定することが可能なものとして、「知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度」（研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合）を、測定指標として設定しています。</p>					
定量的な測定指標						
[主要] 政6-2-4-A-1: 知的支援 に関する研修・セミナー参加者の満足度 (研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合) (単位: %)	年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度目標値
目標値	95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上
実績値	98.9	99.1	99.1	99.1	N.A	
(注) 平成29年度の実績値は、平成30年6月に確定し、平成29年度の実績評価書に記載します。 (出所) 関税局参事官室(国際協力担当)、財務総合政策研究所総務研究部国際交流課調 (目標値の設定の根拠) 知的支援の効果・有効性の向上を一層図っていく観点から目標値を「95.0以上」としています。						
今回廃止した測定指標とその理由						
該当なし						
参考指標	○参考指標1「研修・セミナー等の実施状況」					

政策目標に係る予算額	平成27年度	28年度	29年度	30年度当初	平成30年度行政事業レビュー番号
(項) 経済協力費	78,306,325 千円	162,982,313 千円	77,819,004 千円	77,622,110 千円	
(事項) 経済協力に必要な経費	78,306,325 千円	162,982,313 千円	77,819,004 千円	77,622,110 千円	
内 アジア開発銀行等拠出金	29,598,715 千円	31,462,187 千円	30,244,486 千円	29,923,972 千円	0031~0049
内 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門出資金	48,260,000 千円	130,070,000 千円	45,180,000 千円	46,010,000 千円	0050
内 米州投資公社出資金	—	943,536 千円	1,074,907 千円	817,214 千円	0051
その他	447,610 千円	506,590 千円	1,319,611 千円	870,924 千円	行政事業レビューの対象外
合計	78,306,325 千円	162,982,313 千円	77,819,004 千円	77,622,110 千円	

(注) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標 6 - 2 に係る予算額を記載しています。

担当部局名	国際局（総務課、地域協力課、開発政策課、開発機関課）、関税局（参事官室（国際協力担当））、税関研修所、財務総合政策研究所（総務研究部国際交流課）	政策評価実施予定時期	平成31年6月
-------	--	------------	---------

○ 政策目標 6-3 : 日本企業の海外展開支援の推進

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

新興国を中心に世界の市場は急速に拡大しており、この成長市場の獲得に向けて、世界各国が激しい競争を繰り広げています。こうした中、日本企業が持つ技術力を始めとした強みを活かし、積極的に世界市場への展開を図っていくことが重要となっています。

世界の膨大なインフラ需要を積極的に取り込むため、政府は「インフラシステム輸出戦略」において日本の「強みのある技術・ノウハウ」を最大限に活かし、2020年に約30兆円（2010年時点で約10兆円）のインフラシステムの受注目標を達成するとの目標を掲げています。加えて、各地域の膨大なインフラ整備需要に各国・国際機関と協働し、日本の官民の力を総動員して対応すべく、平成28年5月に「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を発表しました。

財務省としては、「未来投資戦略2017」や「インフラシステム輸出戦略」、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、下記に掲げる施策等を関係省庁、関係機関と連携しつつ、日本企業の海外展開支援を推進していきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政6-3-1 : 円借款、国際協力銀行（JBIC）業務を通じた支援の推進

関連する内閣の基本方針

- 「インフラシステム輸出戦略」（平成25年5月17日第4回経協インフラ戦略会議決定、平成27年6月2日、平成28年5月23日、平成29年5月29日改訂）
- 「質の高いインフラパートナーシップ」（平成27年5月21日公表）
- 「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」（平成27年11月21日公表）
- 「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」（平成28年5月23日公表）
- 「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）
- 「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月2日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）
- 「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）

施策 政6-3-1 : 円借款、国際協力銀行（JBIC）業務を通じた支援の推進

取組内容

新興国を中心とした急速に拡大しているインフラ需要に対応するため、日本企業が持つ技術力を始めとした強みを活かし、日本企業の世界市場への積極的な展開を支援することが求められています。日本企業の海外でのビジネス展開に対しては、これまでも円借款（用語集参照）や国際協力銀行（JBIC）等を通じた支援を行ってきたところですが、国際的な競争が激しくなっている分野の案件や民間の金融機関で対応できないリスクの高い案件については、官民あげて一層取り組む必要があります。財務省は、「未来投資戦略2017」や「インフラシステム輸出戦略」等に盛り込まれている当該施策について、経協インフラ戦略会議における議論にも参加しながら、円借款やJBICの出融資保証業務の枠組みを活用して、ファイナンス面から日本企業の海外展開支援をより一層支援していきます。

A 円借款による支援

円借款については、これまでに様々な制度改善を実施してきました。例えば、平成27年11

月21日には「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」として、円建て債務を貸付け完了後に外貨建て債務に転換できる選択肢を借入国に付与する外貨返済型円借款の中進国以上の国への導入や、ドル建て借款の創設等、制度改善策を発表しました。こうした新たな制度も活用し、円借款を通じて日本企業の参画を支援することで、新興国の経済発展を支援しつつ、新興国の成長を取り込み、日本経済の活性化の実現を図ります。

B 国際協力銀行（J B I C）による支援

国際協力銀行（J B I C）による支援については、平成27年5月21日に発表された「質の高いインフラパートナーシップ」等を踏まえ、民間の資金・ノウハウを活用した海外のインフラプロジェクト等について、日本企業の海外展開をより一層後押しするため、平成28年5月18日、株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）を改正し、「特別業務」の新設によるJ B I Cの更なるリスク・テイクや現地通貨建て融資の拡大を可能にする等、リスクマネー供給拡大のための機能を強化しました。

日本企業の海外展開支援は「未来投資戦略2017」においても、重要な柱の一つとされており、J B I Cが有する様々なツールを一層活用し、途上国等海外の経済発展を取り込み、日本企業の積極的な海外展開を一層支援できるよう、財務省としては積極的に取り組んでいきます。

定性的な測定指標

政6-3-1-B-1:円借款を通じた支援の取組

（平成30年度目標）

日本企業の優れた技術・ノウハウを開発途上国に提供することを通じて、新興国の成長を取り込み、日本経済の活性化につながるよう、円借款による支援を着実に実施していきます。

（目標の設定の根拠）

我が国が開発途上国の持続的な経済発展を支援しつつ、日本企業の海外展開を支援していく上で、円借款は重要なツールの一つであるためです。

【主要】政6-3-1-B-2:国際協力銀行（J B I C）を通じた支援の取組

（平成30年度目標）

国際協力銀行（J B I C）においては、「質の高いインフラパートナーシップ」等を踏まえ、J B I Cの更なるリスク・テイクや現地通貨建て融資の拡大を可能にする等、リスクマネーの供給拡大のための機能強化等を行ったところであり、民間の資金・ノウハウを活用した海外のインフラプロジェクト等について、日本企業の海外展開をより一層後押ししていきます。

（目標の設定の根拠）

日本企業の海外展開を支援していく上では、先般の法改正により「特別業務」の新設による更なるリスク・テイクや現地通貨建て融資の拡大を可能にする等のリスクマネーの供給拡大のための機能強化を行った国際協力銀行（J B I C）による出融資保証業務が重要なツールの一つであるためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ○参考指標 1 「円借款実施状況」【再掲（政6-2-1：参考指標 2）】 ○参考指標 2 「国際協力銀行（J B I C）の出融資保証業務実施状況【再掲（政6-2-1：参考指標 5）】」 ○参考指標 3 「海外インフラ案件の受注金額」【再掲（総5-1：参考指標 5）】
-------------	--

政策目標に係る予算額	平成27年度	28年度	29年度	30年度当初	平成30年度行政事業レビュー番号
上記の政策目標に関連する予算額はありません。					

担当部局名	国際局（総務課、開発政策課）	政策評価実施予定時期	平成31年 6 月
--------------	----------------	-------------------	-----------